

端境期等対策産地育成強化推進事業 について

※1 令和2年度政府予算原案をベースに、現時点での運用の見直しの考え方について整理したものであり、成立した予算の内容に応じて、事業内容等に変更があり得ます。(1月20日時点)

※2 本資料の最新版は、(独)農畜産業振興機構(以下「機構」)のホームページに掲示されているので、事業内容の確認、公募の検討をなされる際には、必ず、機構のホームページをご確認ください。

令和2年1月
農林水産省

①事業概要

- 本事業は、産地要件を満たす産地のうち、「農業機械の導入など生産・流通体系の構築の取組」と「貯蔵庫・予冷庫の利用など出荷期間の拡大のための取組」及び「土層改良など作柄安定のための取組」を一体的に行い、対象契約に従って長期的かつ安定的に出荷を行う産地を対象に、定額の面積払により支援する事業。

対象品目

加工・業務用: たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう
トマト、セルリー、キャベツ(10~11月もしくは3~5月出荷)、レタス(9~3月出荷)
かぼちゃ(11~6月出荷)、だいこん(4~6月もしくは10~11月出荷)
生食用: かぼちゃ(11~6月出荷)、トマト(9~10月出荷)
※対象出荷期間が特定されていない品目については、通年。

取組主体

農協連合会、農協、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、農業者の組織する団体

取組期間

3年間(目標年度は、採択された前年度から起算して3年後。成果目標については、P6参照)

助成単価等

事業対象面積当たり、**15万円/10a**(事業計画上の取組を事業の取組期間(3年間)に計画的に実施することが要件)
※ 取組期間の1年目に15万円/10a(取組期間3年分の補助金)を交付します。また、1品目当たり7,500万円(50ha相当額)が上限となります。

事業対象面積

本事業の契約に基づいた栽培面積であり、事業実施計画上の取組を行う面積(1年目の面積が上限)
※ 数量契約の場合は、契約数量を平均単収で割り戻した面積又は取組を行う面積のいずれか低い方を上限。
(加工・業務用については10ha以上50ha以下、生食用については5ha以上50ha以下)
なお、対象品目において1年に複数回作付けを行う場合は、補助要件を満たすこととなった実面積以上50ha以下(実面積))

②事業要件

産地要件

- ・面積要件:加工・業務用野菜:10ha以上(1品目当たり)
生食用野菜 :5ha以上(1品目当たり)

なお、対象品目において1年に複数回作付けを行う場合は、延べ面積で当該要件を満たす必要。

- ・戸数要件:事業参加農家5戸以上

※農地所有適格法人等の場合、定款等に記載された構成員(出資者)5戸以上

生産・流通体系の構築・ 出荷期間の拡大のための取組(3年間)

以下の取組を事業ほ場の全域で**3年間全て実施**

- ✓ 事業ほ場の設定
- ✓ 実需者との一定期間の事前契約の締結
- ✓ 新規作型の導入
- ✓ 生産コストの低減
- ✓ 流通コストの低減
- ✓ トレーサビリティシステム等の活用
- ✓ 出荷量の安定に向けた取組

作柄安定技術の導入のための取組(3年間)

以下の取組を事業ほ場の全域で3年間計画的に実施(**1年目は3つ以上、2年目は2つ以上、3年目は1つ以上の項目を実施**)

- ✓ 土層改良・排水対策
- ✓ 病害虫防除・連作障害回避対策
- ✓ 地温安定・保水・風害対策
- ✓ 土壤改良資材施用

対象契約(3年間)

実需者等との間で締結する次の条件を満たす契約

- ✓ 契約書等により、事前(出荷前まで)に契約を締結
- ✓ 契約期間、契約数量(面積契約の場合は当該面積)等を記載したもの
- ✓ 契約相手が中間事業者の場合、実需者を含めた3者契約
- ✓ 契約数量を大幅に増加(新規の場合を含む)する場合、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないこと。

売れる見込みのない
ものは対象になりま
せん。

→ 需要に応じた
計画生産を!!

③生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組(例)

取組状況については、作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

対策	事例	備考
1 事業ほ場の設定 ほ場での栽培、構造改革の取組及び作柄安定のための取組の開始から終了まで掲示しておく必要があります。 (作業日誌及び写真で記録して下さい。)	(表示標等の設置)	契約書等により、用途(「加工・業務用」又は「生食用」を明らかにすること。 当該出荷数量より対象面積を算定する。(面積契約を含む。) 事業ほ場を特定し、当該ほ場において、住所等(ほ場を特定できる情報)、栽培品目及び本事業を実施している旨を掲示すること。
2 実需者との一定期間の事前契約の締結		「⑤対象契約について」
3 新規作型の導入	加工用専用品種の導入 新規作型の導入 出荷規格の見直し	実需者等の求めに応じた加工・業務用に適した品種の導入。 出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入。 加工向け出荷規格の設定、サイズ選別の有無。
4 生産コストの低減 ※3年間コストの低減が見込まれるもの	農業機械の導入 自動調製機の導入 直播栽培の導入	代表的な機械を明記すること。 葉切り、根切り等をいう。選別機本体に限る。 えだまめ、かぼちゃ、キャベツ、たまねぎ、ねぎ、レタスに限る。
5 流通コスト(出荷コストを含む)の低減 ※3年間コストの低減が見込まれるもの	大型コンテナの導入 通い容器の利用	生鮮用出荷形態と異なるものを導入。 実需者からのリース及びレンタルを含む。
6 トレーサビリティシステム等の活用		構成員単位で特定できるものを言う。
7 出荷量の安定	予冷庫・貯蔵庫の利用	予冷庫・貯蔵庫の利用による産地側の一時ストックや、他社の予冷庫・貯蔵庫のレンタルなど。

※ 実需者が従来品種・生産方法を求めているのであれば、要件を満たすものとする。
※ 一つの取組内容が複数の対策に合致する場合、いずれか一つの対策に計上できる。(作柄安定技術の導入のための取組においても同じ。)

④作柄安定技術の導入のための取組(例)

取組状況については、作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

	対策	事例	備考
1	土層改良・排水対策 排水性向上など土壤条件の改善に有効な対策 (4に含まれるもの除く)	天地返し 心土破碎 プラウ耕 石れき除去 暗きよ・明きよ施工・利用 客土 均平、傾斜均平 高畝栽培	機械・人力によるもの。自主施工を含む(機械の購入のみは不可。)。 改修又は補修を行う場合も含む。
2	病害虫防除・連作障害回避対策 病害虫防除や生育初期の生育促進等に有効な資機材の導入	土壤消毒剤 種子・苗の消毒剤 微生物資材 発根・活着促進剤 忌避灯等 電撃殺虫機等 輪作体系等※	通常の営農行為で用いる農薬は含まない。 防虫ネットを含む。 捕虫機、捕虫シートを含む。 病害虫防除に資するもの
3	地温安定・保水・風害対策 高温・低温、干ばつ、風害等の被害抑制などに有効な資機材の導入	不織布 ダブルマルチ等 寒冷紗 かん水パイプ等 スプリンクラー等 FOEASシステム 防風ネット	べたがけに用いるもの 黒マルチ、白マルチを含む。 遮光ネットを含む。 かん水チューブを含む。 立ち上がり部分まで導入している場合。リールマシンを含む(機械の購入のみは不可)。 改修又は補修を行う場合も含む。(施設の購入のみは不可。)
4	土壤改良資材施用 土壤の排水性、保水性の回復、出荷量回復・安定等に有効な資材の導入	たい肥 その他土壤改良資材 輪作体系等※	土壤分析や施肥基準等に基づく場合。 鉄鋼スラグ等 2の目的以外のもの。なお、地力増進作物を含む。

※ 輪作体系等については、いずれか1つの区分のみ計上できるものとする。ただし、それぞれの目的で異なる作物を導入する場合は、それぞれの区分で計上できる。

⑤対象契約について ※ 出荷前までに契約を締結することが必要です。(3年間の取組事項)

①



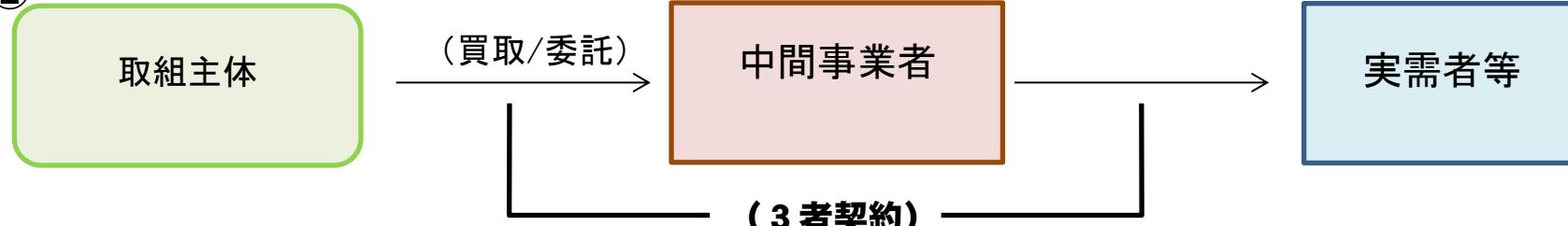
取組主体

(契約)

実需者等

※対象品目が加工・業務用の場合は、中間事業者がカット等加工を行っていれば、①の類型に当てはまり、中間事業者＝実需者との2者契約でよい。

②



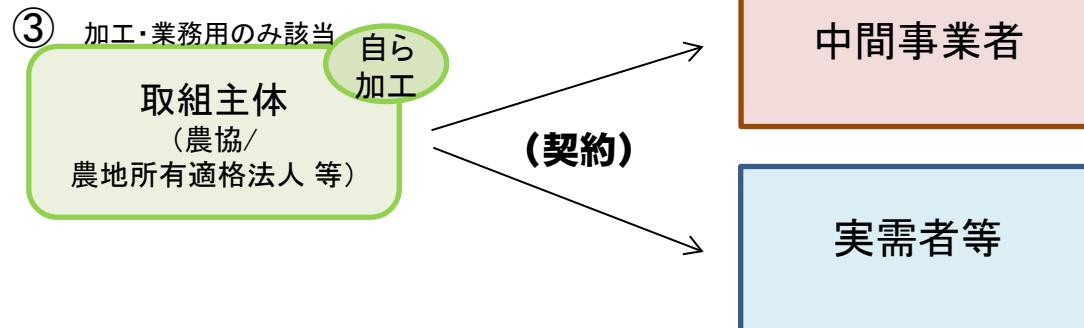
取組主体

(買取/委託)

中間事業者

実需者等

(3者契約)



※対象品目が加工・業務用の場合は、取組主体が自ら加工を行っていれば、
契約相手が中間事業者であっても2者契約でよい。

(契約書(契約内容確認書)の記載内容)

- **品目名** (品種が指定されている場合は品種名も)
(自ら加工を行う場合は加工形態も)
用途('加工・業務用'又は'生食用'のいずれかを記載)
- **契約期間** (複数年契約を推奨)
- **契約数量 又は 契約面積**
(自ら加工を行う場合は加工品の数量として記載)
- **契約を増加する理由**
(該当する場合に記載。誓約書等でも可)
 - 輸入品の代替等であり既存国内产地からの置換えではないことが必要です。

2つの成果目標を設定(3年後の目標として、次の指標の①及び②を設定。)

事業実施要件の確認項目です。

① 対象出荷期間における出荷割合の確保

目標年度において、事業場における契約取引の全体の出荷量のうち20%以上を対象出荷期間に出荷

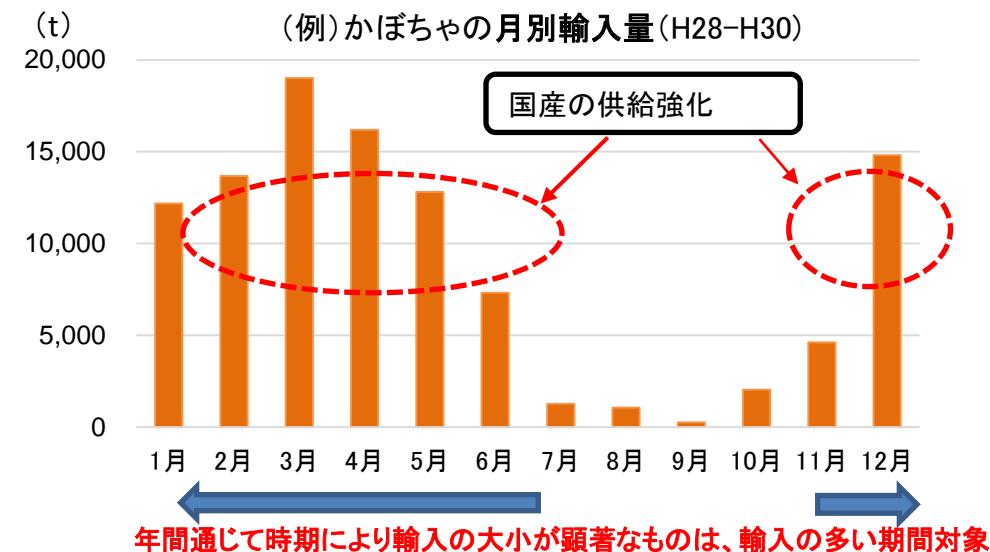
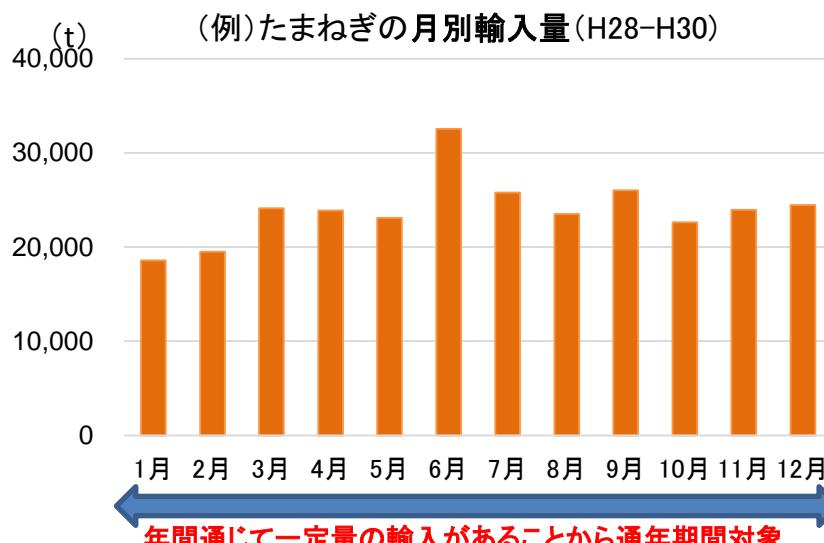
② 対象出荷期間における出荷量の増加

目標年度において、取組主体における契約取引による対象出荷期間の出荷量が、現状に比べ、10%以上 増加

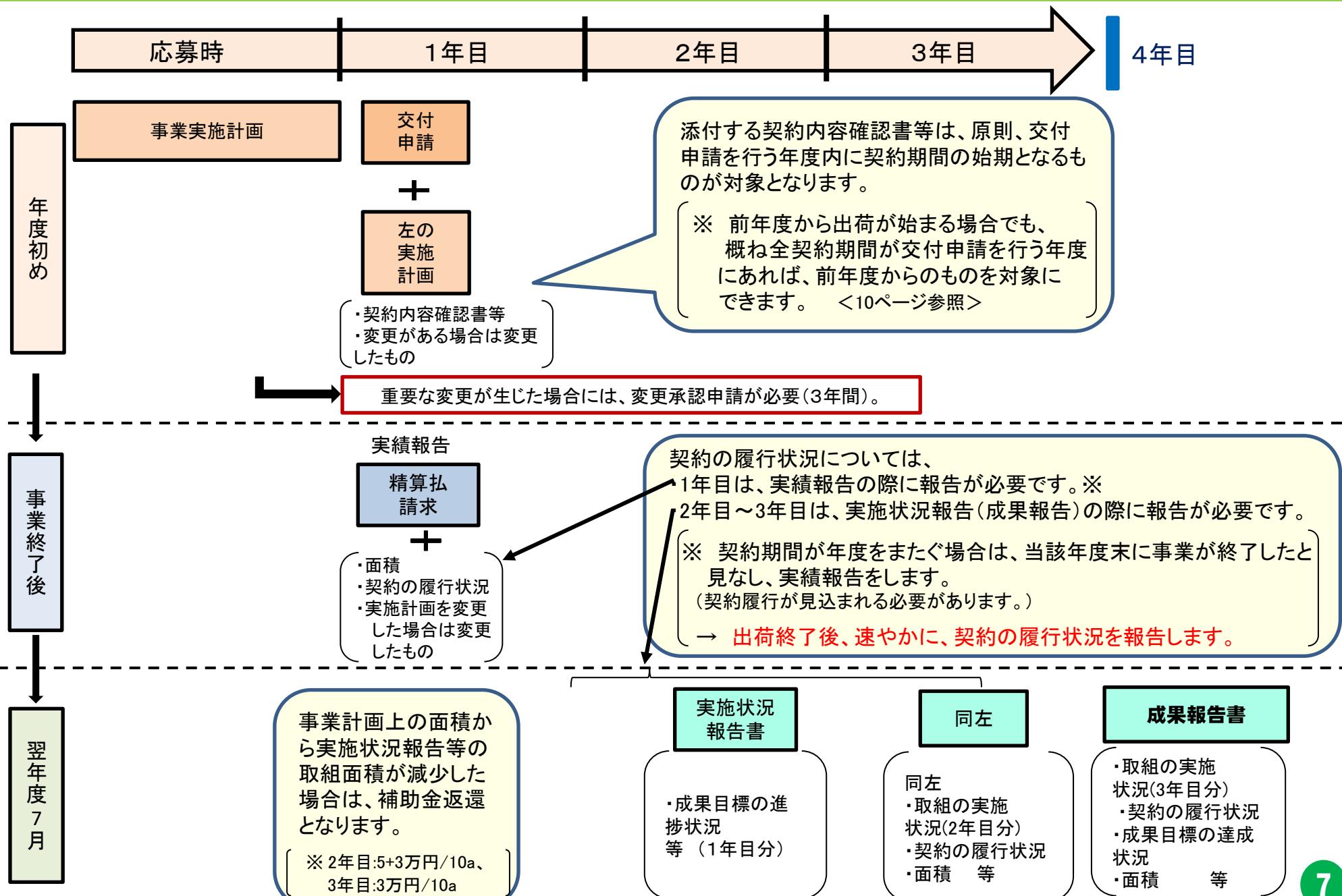
○対象出荷期間の考え方：国内における輸入の多い期間（端境期）

 : 端境期

品目/月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
(例)たまねぎ	対象出荷期間												
(例)かぼちゃ													



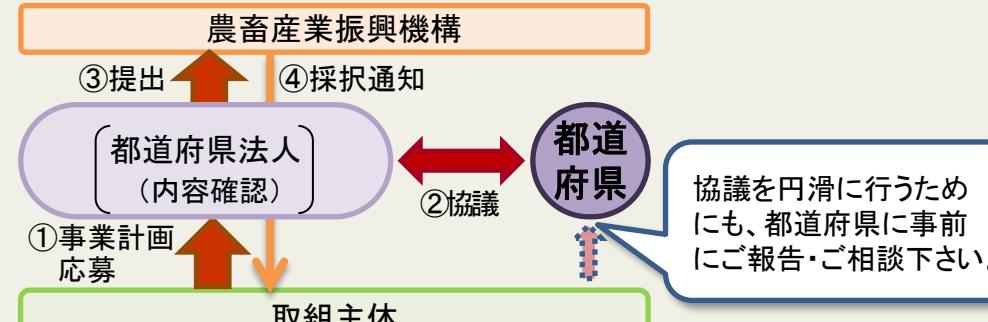
⑦主な手続き



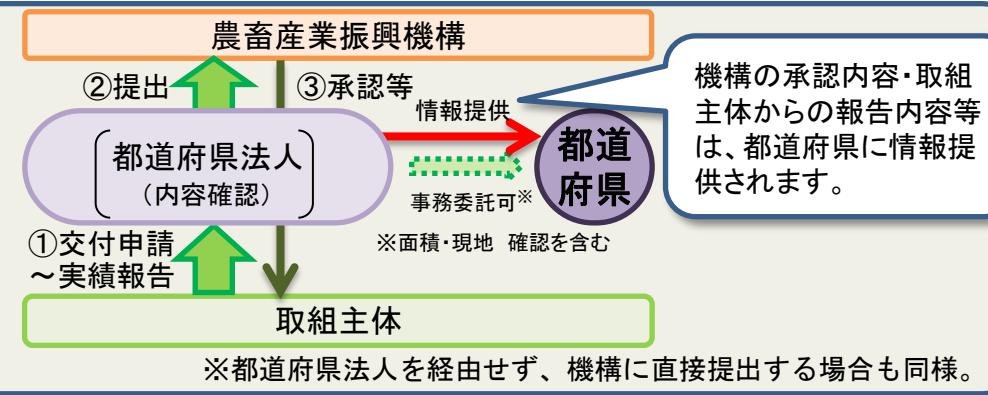
⑧事業スキーム

※都道府県ごとに事業実施計画(応募資料)の提出先等が異なりますので、機構HP等をよくご確認下さい。

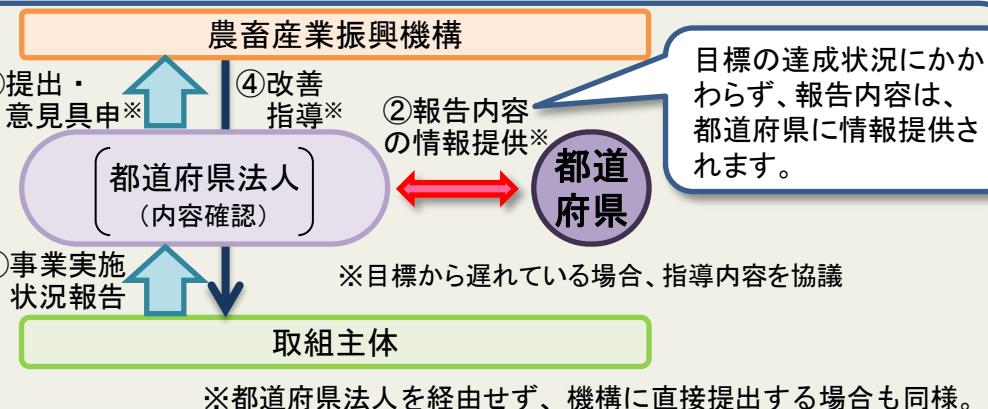
1. 事業実施計画の応募関係



2. 交付手続き等



3. 事業実施状況報告手続き(成果報告含む)



※1～2年目の取組による達成状況は「事業実施状況報告書」、3年目は「成果報告書」

取組主体

- 要領に即して適切な計画を作成し、計画に即し、継続的・安定的に事業を実施していただきます。取組期間また、機構の指示等を遵守して下さい。

都道府県法人

- 取組主体から提出された書類が適當か、計画通り実施されているか等を確認し、機構に提出して下さい。また、都道府県との情報共有をお願いします。

都道府県

- 事業実施計画の協議を受けるに加え、都道府県法人(又は機構)ではできない確認事務等の一部を受託するなど、本事業へのご協力をお願いします。また、事前に取組主体からご相談があれば、よろしくご対応お願ひします。

農畜産業振興機構

- 申請に基づき、取組主体に、直接補助金を交付します。(都道府県法人の事務費も同様です。)

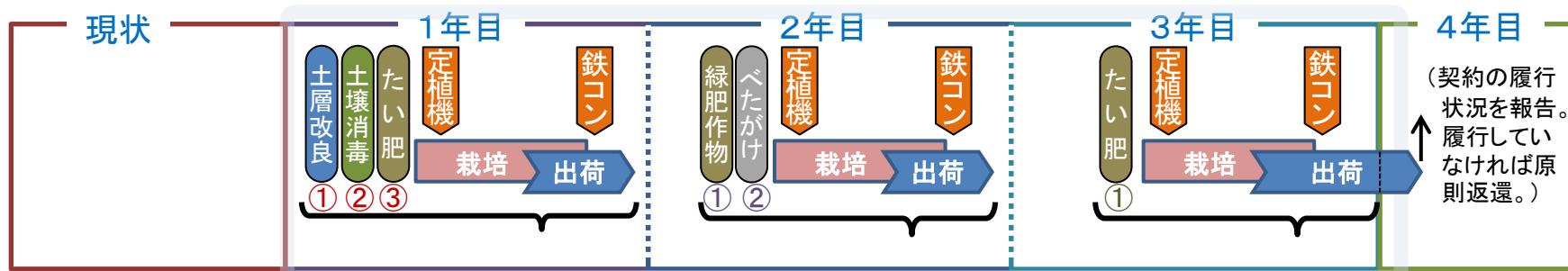
⑨各取組の実施時期

一 同一ほ場で連作する場合①

※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

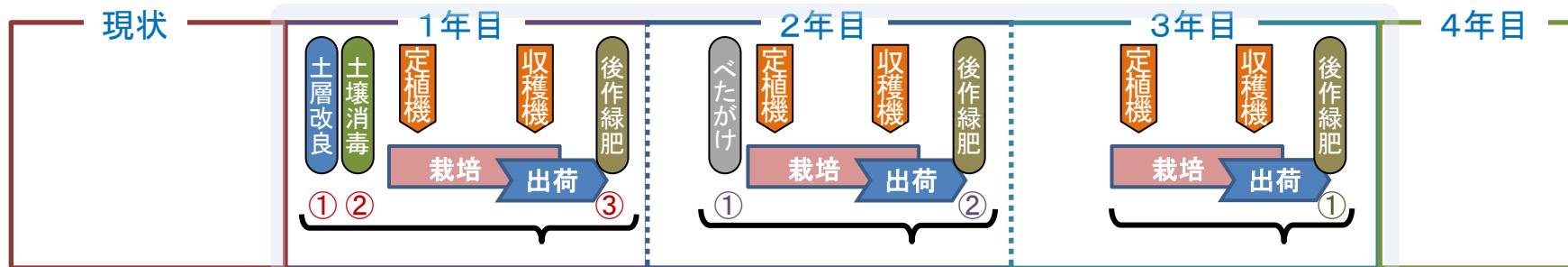
(a) すべての取組と栽培が同一年度で、当該年産の事前準備として作柄安定のための取組が行われる場合（基本形）

… 契約期間終了後、実績を確定し支払い。（契約期間が年度をまたぐ場合、年度末で実績を確定し、契約期間終了後契約履行状況を報告。）



(b) 一部又は全部の作柄安定のための取組が、後作として行われる場合

… 作柄安定のための取組の終了後、実績を確定し支払い。（当該取組が年度を越す場合は、取組の実績が確定できず支払できない。）



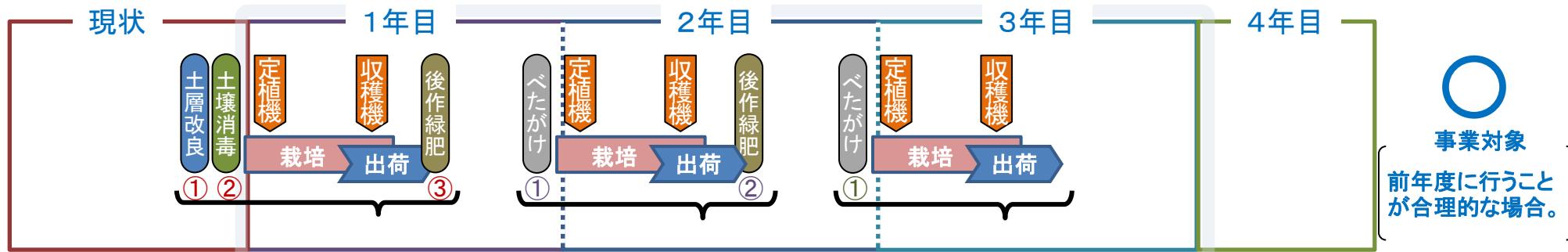
⑨各取組の実施時期

－ 同一ほ場で連作する場合②

※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

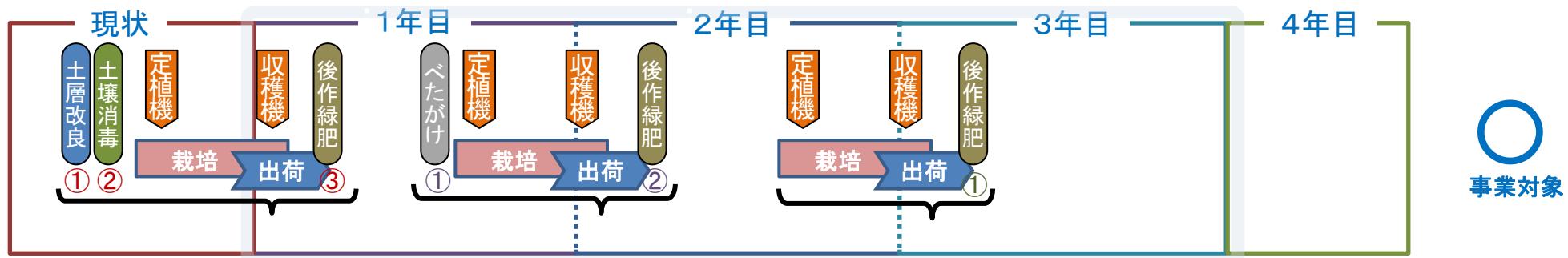
(c) 一部又は全部の作柄安定のための取組が、出荷を行う年度の前年度に行われる場合

… 作柄安定のための取組及び契約期間終了後実績を確定し支払い。



(d) 前年度から出荷が始まるが、概ね全契約期間が交付申請を行う年度にある場合

… 契約期間が前年度からのものを対象にでき、年度当初には、交付申請をしていただきます。
(c のとおり、作柄安定のための取組も前年度のものも対象となります。)



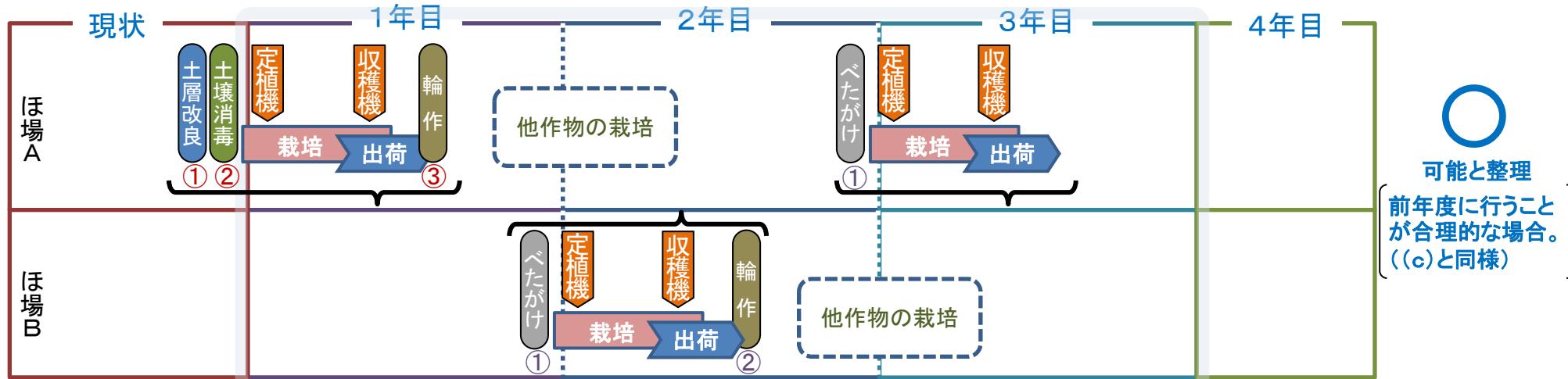
⑨各取組の実施時期

- 輪作を行っていることにより、対象野菜を栽培するほ場が、助成対象期間中移動する場合

※ いずれの場合でも、取組状況を作業日誌及び写真等で確実に記録することが必要です。

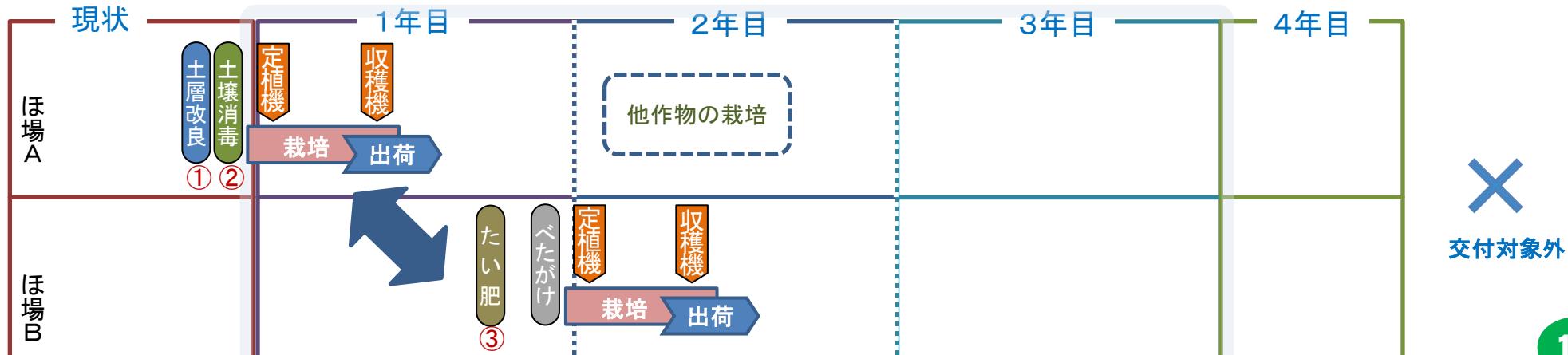
(e) 対象野菜を栽培・出荷するほ場で、作柄安定の取組を行う場合

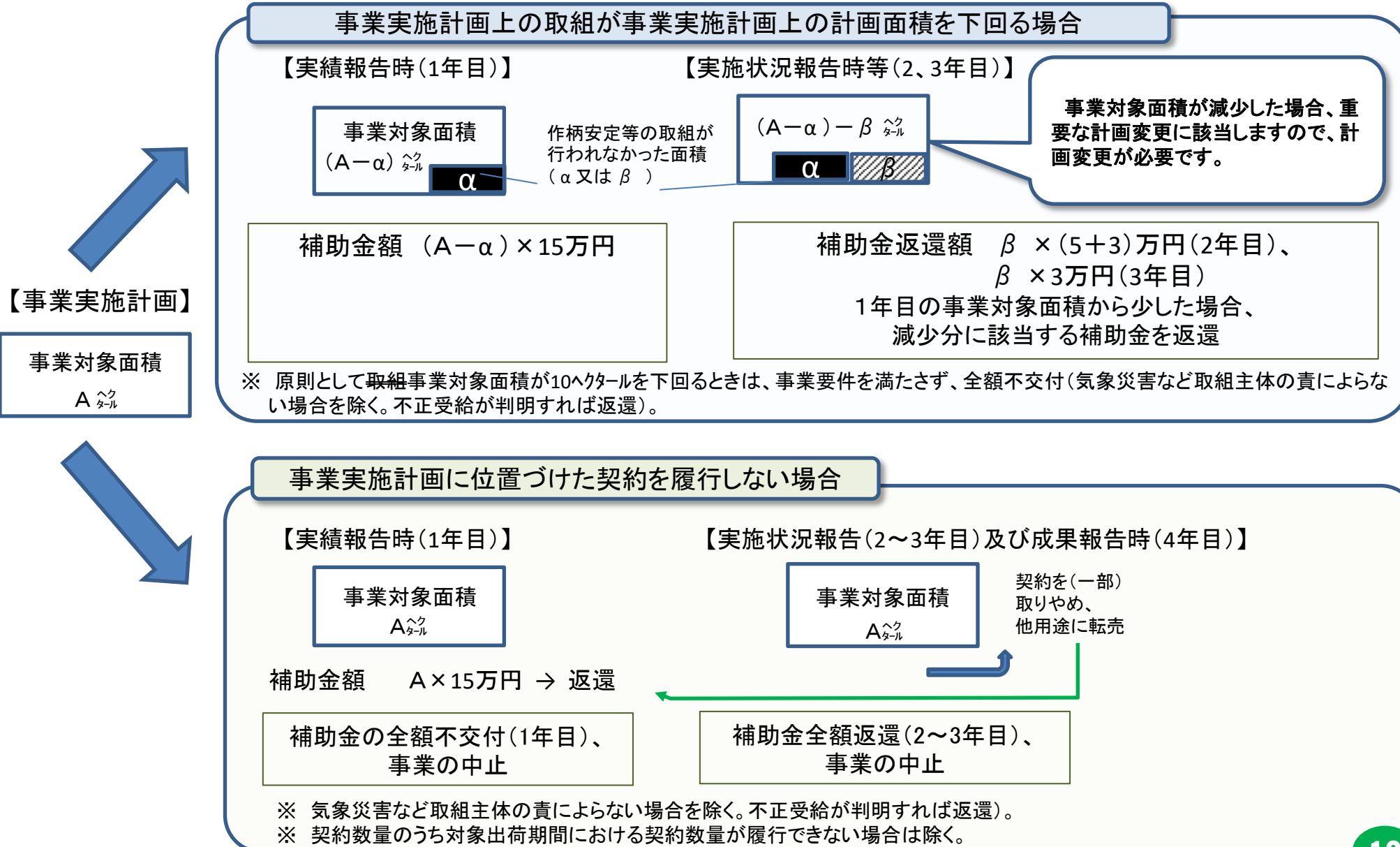
- 作柄安定のための取組及び契約期間終了後実績を確定し支払い(補助金の対象となるほ場は出荷が行われるほ場)。



(f) 対象野菜を栽培・出荷するほ場と異なるほ場で、作柄安定の取組を行う場合

- 下記の場合、「たい肥」は、他の取組が行われ出荷するほ場と同一のほ場(A)で行われず、事業要件を満たさず、交付対象外。
(同一ほ場において、1年目に取組を3つ実施していない。)





⑪公募について ・ 公募手続き等については、機構の公募要領に記載されていますので、必ずそちらをご確認下さい。

○採択ポイント

推進事業 ポイント	① 成果目標	② 成果目標	③ 事業対象面積	
	ア:対象出荷期間における出荷割合の確保	イ:対象出荷期間における出荷量の増加		
現況 ポイント (直近年)		直近年における応募者の対象品目の出荷量に係る 契約取引面積	50haの場合 30ha 10ha 5ha	5ポイント 3ポイント 1ポイント 0.5ポイント
		50haの場合 10ポイント 30ha 6ポイント 10ha 2ポイント	④ 都道府県の政策上 の優先度、支援の 必要性	
目標 ポイント (3年後)	※要件の確認事項のため、ポイント付与はなし。	現状の出荷量に対する増加率	1. 政策上の優先度 県法人ごとに5ポイント(応募1件追加ごとに1ポイント加算)の中から、優先度に応じて、1応募案件当たり最大5ポイントまで配分できる。 2. 支援の必要性 県の生産振興方針との合致の度合い等の観点から、1応募案件あたり最大5ポイントまで付与できる (計1案件当たり最大合計10ポイント)	
⑤ 加算 ポイント ※(1)～(4) は左記計画 に位置づけ られている 場合	(1)強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち「新たな生産事業モデルの確立」に基づき策定した計画 (2)水田農業高収益化推進計画 (3)スマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援に基づき策定した革新計画 (4)グローバル産地計画 (5)農福連携の推進		5ポイント 5ポイント 3ポイント 3ポイント 3ポイント	

※1 ①～③については、計算式により、小数点以下まで点数化されます。 ⑤(1)、(2)は、令和2年度実施予定の事業で策定される計画です。

※2 都道府県法人と都道府県との協議等を通じて、提出書類の不備があったり、補助要件を満たさないことが確認されれば、成果目標及び事業対象面積ポイントが高くても採択されないのでご注意下さい。(このような場合、都道府県ポイントの配分対象になりません。)